

長岡京市水源費対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における地下水の保全及び水源確保による府営水道の受水を図り、安全な水を安定的に給水するため、長岡京市上下水道部が負担する水源費に要する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市水源費対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、長岡京市上下水道部（以下「上下水道部」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、上下水道部が負担する水源開発に伴う乙訓浄水場の供給原価の試算で用いられた固定費のうち水源費に係る経費とする。

第3条の2 前条に定めるもののほか、補助金の交付対象となる経費は、公共用水域の汚濁に起因する物質等を除去するために行う浄水場の紫外線処理施設の整備事業に係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 第3条の規定による補助金の額は、水源費に要する経費に1/3を乗じて得た額を上限とする。

第4条の2 第3条の2の規定による補助金の額は、同条に定める事業に係る経費に1/2を乗じて得た額を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 上下水道部は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 水源費積算書類その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合において、当該申請に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、速やかに補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により上下水道部に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(事業終了報告)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた上下水道部は、補助事業の完了後、事業終了報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業終了後直ちに又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第2号）
- (2) 収支決算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第8条 市長は、前条の規定による事業の終了報告書を受領した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記様式第6号）により、上下水道部に通知するものとする。

（請求及び交付）

第9条 前条の規定による確定通知を受けた上下水道部は、補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、上下水道部に対し補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

- 2 前項の規定による概算交付を受けようとする場合は、補助金概算交付請求書（別記様式第8号）に第6条の補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金等の返還）

第11条 市長は、規則第13条の規定により補助金の取消等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

- 2 市長は、前条の規定により概算交付を受けた場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、上下水道部に対して、その差額を返還させることができる。

（延滞金）

第12条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、上下水道部に対し規則第15条の規定を適用するものとする。

（補助金の経理）

第13条 上下水道部は、補助事業に係る収支を記載した帳簿に備え、その証拠とする書類を整備し、かつ、これらの書類を当該補助事業完了の日の属する年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

補助金交付申請書

長岡京市水源費対策補助金の交付を受けたいので、長岡京市水源費対策補助金交付要綱第5条により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 水源費積算書類

別記様式第2号（第5条、第7条関係）

事業実施計画書
(事業実績報告書)

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第3号（第5条、第7条関係）

収 支 予 算 書
(収 支 決 算 書)

収入 (単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説 明
市補助金			
計			

支出 (単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説 明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

別記様式第4号（第6条関係）

長岡京市指令 第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった長岡京市水源費対策補助金について、長岡京市水源費対策補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助見込額 円
- 3 補助条件

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所
団体名
代表者名

事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた長岡京市水源費対策補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市水源費対策補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書

別記様式第6号（第8条関係）

長岡京市指令 第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

補助金交付確定通知書

年 月 日付長岡京市指令企政第 号で交付決定をした長岡京市水源費対策補助金について、長岡京市水源費対策補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第7号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所
団体名
代表者名

補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった長岡京市水源費対策補助金について、長岡京市水源費対策補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

別記様式第8号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所
団体名
代表者名

補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった長岡京市水源費対策補助金について、長岡京市水源費対策補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 補助金交付決定通知書の写し